

B

令和 7年11月20日提出

第4回市議会定例会

# 議案の参考資料

浜松市

- 第 132 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 133 号議案 令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 134 号議案 令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 135 号議案 令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 136 号議案 令和 7 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 137 号議案 令和 7 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 138 号議案 令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 139 号議案 令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 140 号議案 令和 7 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 141 号議案 令和 7 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 142 号議案 令和 7 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 132 号議案から第 142 号議案の補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 143 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する議員報酬の月額及び期末手当を改定するものであります。

- 第 144 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する給料月額及び期末手当を改定するものであります。

- 第 145 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため職員に支給する給料月額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定するものであります。

- 第 146 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため職員に支給する給料月額、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定するものであります。

第 147 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部改正について

この条例は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正による教職調整額の基準額の引き上げ、教育公務員特例法の一部改正による義務教育等教員特別手当の校務類型に応じた支給とすることその他職務や勤務に応じた処遇改善を行うことに伴い、規定の整備を行ふものであります。

第 148 号議案 緊急防災等工事計画について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4の規定において読み替えて準用する、同法第87条の4第2項の規定に基づき、提案するものであります。

※土地改良法抄

第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の3、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第15項から第20項まで、第90条第4項及び第7項、第91条第1項ただし書並びに第93条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第87条の4第2項	あらかじめ	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て
-----------	-------	--------------------

第 149 号議案 当せん金付証票の発売について

令和8年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議決を求めるため、提案するものであります。

※ 当せん金付証票法抄

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

第 150 号議案 浜松市斎場再整備事業に関する契約の一部変更について

浜松市斎場再整備事業に関する契約の変更契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抄  
第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抄

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
都道府県	500,000
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
市（指定都市を除く。）	150,000
町村	50,000

#### 第 151 号議案 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の変更契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、提案するものであります。

#### 第 152 号議案 工事請負契約締結について (浜松市三組倉庫新築工事（建築工事))

浜松市三組倉庫新築工事（建築工事）の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄  
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付きなければならない契約は、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負とする。

#### 第 153 号議案 工事請負契約締結について (浜松市和地協働センター大規模改修工事（建築工事))

浜松市和地協働センター大規模改修工事（建築工事）の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 154 号議案 工事請負契約締結について  
(浜松市南陽協働センター・南陽図書館大規模改修及び耐震補強工事（建築工事）)

浜松市南陽協働センター・南陽図書館大規模改修及び耐震補強工事（建築工事）の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 155 号議案 工事請負契約締結の一部変更について  
(浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事）)

浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事）の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 156 号議案 ～ 第 175 号議案 指定管理者の指定について

第156号議案から第175号議案までは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定に基づき提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第244条の2 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 176 号議案 浜松市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

浜松市の特定の事務を取り扱わせるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により郵便局を指定することについて、同条第3項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律抄

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

2 (略)

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の

議決を経なければならない。

## 報 第 25 号 専決処分の報告

道路瑕疵 6 件（専第 40 号、専第 41 号、専第 42 号、専第 43 号、専第 44 号、専第 45 号）、交通事故 2 件（専第 46 号、専第 47 号）、物損事故（専第 48 号、専第 49 号）、損害賠償請求事件 1 件（専第 50 号）にかかる和解及び損害賠償の額の決定並びに工事請負契約の変更 1 件（専第 51 号）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

### ※ 地方自治法抄

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### ※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分ができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1 件 300 万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関すること。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の 1 割以内の額を減額する変更契約の締結に関すること。

## 監報第 14 号 定期監査等の結果に関する報告について

## 監報第 15 号 例月出納検査の結果に関する報告について

